

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年6月29日

【会社名】 能美防災株式会社

【英訳名】 NOHMI BOSAI LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 藤井 清隆

【本店の所在の場所】 東京都千代田区九段南四丁目7番3号

【電話番号】 03(3265)0216

【事務連絡者氏名】 取締役経理部長 岡村 武士

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区九段南四丁目7番3号

【電話番号】 03(3265)0216

【事務連絡者氏名】 取締役経理部長 岡村 武士

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成27年6月25日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成27年6月25日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金10円 総額604,237,450円

ロ 効力発生日

平成27年6月26日

第2号議案 取締役20名選任の件

橋爪 毅、藤井清隆、内山 順、石井博明、伊藤龍典、樋口公啓、安齋和明、吉村輝壽、塩谷 慎、陰山敬司、坂口直人、竹内 弘、矢口孝仁、市川信行、有賀靖夫、長谷川雅弘、原 祐二、杉山祐一、岡村武士、三浦寿人の20氏を取締役に選任するものであります。

第3号議案 監査役4名選任の件

浅倉義久、能美昌二郎、近藤和夫、伊藤文夫の4氏を監査役に選任するものであります。

第4号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

退任取締役 梶田和男、荒井 一、竹田正弘、五十嵐明の4氏および退任監査役 椎名宏之、白倉三徳の両氏に対し退職慰労金を当社における一定の基準に従い相当額の範囲内で贈呈することとし、具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役につきましては取締役会に、監査役につきましては監査役の協議に一任することとするものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案 剰余金の処分の件	518,741	11,299	31	(注) 1	可決 94.67
第2号議案 取締役20名選任の件					
橋爪 毅	512,246	17,794	31	(注) 2	可決 93.48
藤井 清隆	514,216	15,824	31		可決 93.84
内山 順	526,200	3,840	31		可決 96.03
石井 博明	526,200	3,840	31		可決 96.03
伊藤 龍典	526,200	3,840	31		可決 96.03
樋口 公啓	518,608	11,432	31		可決 94.64
安齋 和明	471,833	58,207	31		可決 86.11
吉村 輝壽	482,822	47,218	31		可決 88.11
塩谷 慎	526,210	3,830	31		可決 96.03
陰山 敬司	526,200	3,840	31		可決 96.03
坂口 直人	526,200	3,840	31		可決 96.03
竹内 弘	526,190	3,850	31		可決 96.03
矢口 孝仁	526,200	3,840	31		可決 96.03
市川 信行	526,200	3,840	31		可決 96.03
有賀 靖夫	526,200	3,840	31		可決 96.03
長谷川雅弘	526,200	3,840	31		可決 96.03
原 祐二	526,200	3,840	31		可決 96.03
杉山 祐一	526,200	3,840	31		可決 96.03
岡村 武士	526,200	3,840	31		可決 96.03
三浦 寿人	526,200	3,840	31		可決 96.03
第3号議案 監査役4名選任の件					
浅倉 義久	523,974	6,069	31	(注) 2	可決 95.62
能美昌二郎	524,757	5,286	31		可決 95.76
近藤 和夫	508,833	21,210	31		可決 92.86
伊藤 文夫	508,839	21,204	31		可決 92.86
第4号議案 退任取締役および退 任監査役に対し退職 慰労金贈呈の件	468,051	61,992	31	(注) 1	可決 85.42

(注) 1 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。